

請 願 第 3 号

パレスチナでの即時停戦を求める意見書の採択についての請願

パレスチナでの即時停戦を求める意見書の採択についての請願を受理したので、別紙のとおり提出する。

令和6年6月14日

磐田市議会議長 鈴木喜文

(別紙)

請 願 文 書 表

1 請願の趣旨

昨年10月7日以降、激化しているイスラエル軍によるパレスチナ侵攻において、無実の市民を無差別に殺害するジェノサイドを、国際社会は容認するべきではありません。日本政府においてもイスラエルに対し恒久的即時停戦を求めるよう、磐田市議会としても意見書を採択していただきたく、請願する次第です。

2 請願の理由

イスラエルによるガザ侵攻が始まって以来、日本国内ではこの大量虐殺を「イスラム組織ハマスとイスラエル軍との武力衝突」と報じていますが、パレスチナにおける「自治区」とは名ばかりで、パレスチナでは75年もの間多くの命が奪われ続けてきました。ヨルダン川西岸地区ではイスラエルの入植活動によって、ガザではイスラエルの占領政策等によって日常的に抑圧されてきました。こうした背景を無視できません。

ハマスの攻撃からの自衛権行使であるとして、無実のパレスチナ市民を無差別に殺害しているイスラエル軍の行為を、国際社会は容認するべきではありません。

イスラエル軍はガザ地区を包囲して空爆や砲撃による殺戮を繰り返し、食料、水、エネルギー、医療品など生活必需品の供給を厳しく制限しています。昨年10月7日以降、死者は3万5千人を超えたと言われ（5月12日現在）その約半数が子供です。現在避難者が追い込まれている最南部ラファでは約100万人以上とも推定される人々が逃げ場のない中、「強制移動」あるいは「死」のどちらかを選択することを強いられています。そして更に、イスラエル軍による空爆や砲撃の危機だけでなく、飢えや寒さ、感染症の蔓延による大量死を免れない状況にあります。

国連総会は昨年10月27日、パレスチナ自治区ガザの情勢に関して、「敵対行為の停止につながる即時かつ持続的な人道的休戦を求める」決議案を121カ国の賛成で採択しました。日本政府は残念ながら棄権しました。12月12日の国連総会では「人道目的の即時停戦を求める決議案」が日本を含む153カ国の賛成で採択されました。反対は10カ国で、ガザ地区での人道的危機が深刻になる中で攻撃を続けるイスラエルとイスラエルを擁護するアメリカの国際的孤立が際立つ形となりました。同決議には、国際人道法に基づく全ての民間人の保護、人質の即時解放などが盛り込まれています。

日本政府に対して停戦に向けた行動を求める国民の声も高まり、今年4月26日までに、ガザの即時停戦を求める決議案もしくは意見書を採択した議会は296議会になり

ます（添付資料参照、4月26日現在）。そこで恒久的即時停戦と軍事占領の終結を、日本政府としてイスラエルに対して求める意見書を、磐田市議会においても採択していただきたく請願する次第です。

ジェノサイドという歴史的不正義と向き合い、世界が一丸となって行動を起こす時です。

磐田市議会からも声を上げていただきますよう、重ねてお願い致します。

- 3 請 願 者 磐田市平和委員会
 代表 神 田 一 男 外12団体
- 4 紹 介 議 員 鈴 木 弥栄子
 山 下 千賀子
 根 津 康 広
- 5 受 理 年 月 日 令和6年5月31日